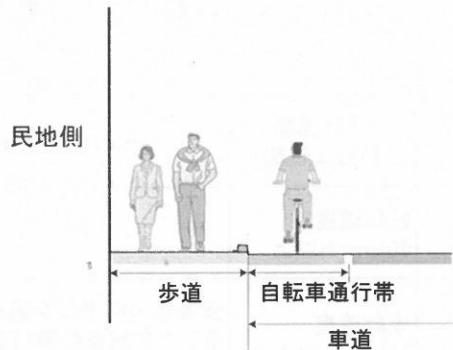


道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例の一部を
改正する条例を制定するについて

このたびの条例の一部改正は、国の「道路構造令の一部を改正する政令」の施行及び京都府の「道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例」の改正に伴い、以下の通り、自転車通行帯に関する規定等を定めるものです。

(1) 自転車通行帯の規定の新設について（第7条の2）

自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帶状の車道部分として「自転車通行帯」に関する規定を設け、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の設置の推進を図るもの。



(現行)

- ・自転車道を設けない道路の路肩の幅員について、「交通及び地形の状況等を勘案し、自転車の通行に配慮して定める」と規定。（第6条第2項）

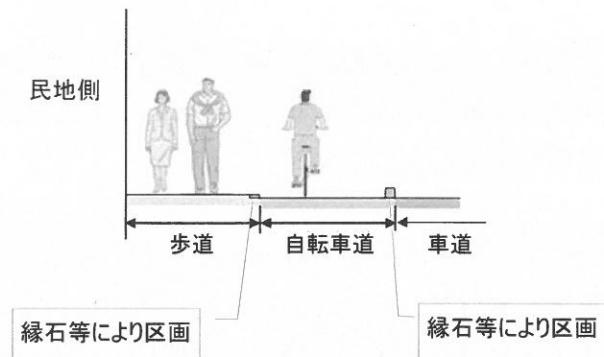
(改正案)

- ・自転車通行帯の規定を設けることに伴い、現行の第6条第2項は削除。
- ・下表の通り、第7条の2第1～3項において、自転車通行帯の設置要件を規定。
(ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない)
- ・第4項において、自転車通行帯の幅員の基準は規則で定めることを規定。

項	交通量の状況	その他の状況
1	自動車及び自転車の交通量が多い	—
2	自転車の交通量が多い 自動車及び歩行者の交通量が多い	安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合
3	(前2項を除く)	交通及び地形の状況等の観点から歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合

(2) 自転車道の設置要件の追加について（第8条）

設計速度が一時間につき六十キロメートル以上である道路については、安全性の高い自転車道を設置することを追加して規定。



- 下表の通り、現行条例第8条第1項及び第2項の自転車道の設置要件に、設計速度に係る定めを追加。

項	交通量の状況	設計速度 (新たに追加)	その他の状況
1	自動車及び自転車の交通量が多い	設計速度 60km/h以上	—
2	自転車の交通量が多い 自動車及び歩行者の交通量が多い	設計速度 60km/h以上	安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合